

入居者利用料徴収額（令和8年8月1日改定）

（単位：円） 別表1

対象収入による区分階層		入居者からの利用料徴収額（月額）			
		事務費 〔サービスの提供に要する費用〕	生活費	管理費 〔居住に要する費用〕	計
1	1,500,000円以下	10,000	48,692	10,000	68,692
2	1,500,001 ～ 1,600,000	13,000	48,692	10,000	71,692
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000	48,692	10,000	74,692
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000	48,692	10,000	77,692
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000	48,692	10,000	80,692
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000	48,692	10,000	83,692
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000	48,692	10,000	88,692
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000	48,692	10,000	93,692
9	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000	48,692	10,000	98,692
10	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000	48,692	10,000	103,692
11	2,400,001 ～ 2,500,000	50,000	48,692	10,000	108,692
12	2,500,001 ～ 2,600,000	57,000	48,692	10,000	115,692
13	2,600,001円以上	61,800	48,692	10,000	120,492

- ① その冬期加算額(11月～3月)として一律6,276円(月額)を加算する。
- ② 入居者からの「事務費(サービスの提供に要する費用)」徴収額(61,800円)との差額は国・県の補助金で充当される。
- ③ 「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入と認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- ④ 本人からの「サービスの提供に要する費用」徴収額(月額)は、上表により求めた額とする。
- ⑤ 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1づつをそれぞれ個々の対象収入とする。その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの「サービスの提供に要する費用」徴収額については、上表の額から30%減額した額を本人からの「サービスの提供に要する費用」徴収額(月額)とする。この場合100円未満は切捨てとする。
- ⑥ 「居住に要する費用」について、単身者が自己に都合により2人部屋を単身で利用する場合の「居住に要する費用」(月額)は、上表の額に10,000円を加算した額とする。
- ⑦ 上記の利用料表は、国の定めた額を基準としており、今後変更することがある。
- ⑧ 月一回の行事食を予定しており、行事食提供の際は追加料金(行事食加算)として220円を頂戴いたします。